

京都市文化財公開施設（無鄰菴・岩倉具視幽棲旧宅・旧三井家下鴨別邸）指定管理者募集要項（案）概要

	名称	無鄰菴	岩倉具視幽棲旧宅	旧三井家下鴨別邸
施設概要	所在地	京都市左京区南禅寺草川町31	京都市左京区岩倉上蔵町100番地	京都市左京区下鴨宮河町58番地2
	文化財区分	国指定名勝（昭和26年6月9日指定）	国指定史跡（昭和7年3月25日指定） ※ 対岳文庫については国登録有形文化財	重要文化財（平成23年6月20日指定）
	構造	【母屋】木造2階建て 【洋館】煉瓦造2階建て 【茶室】木造平屋建て 【管理人棟】木造平屋建て	【主屋】木造平屋建て 【繋屋】木造平屋建て 【附属屋】木造平屋建て 【対岳文庫】鉄筋コンクリート造平屋建て 【事務所】木造平屋建て	【主屋】木造3階建て 【玄関棟】木造平屋建て 【茶室】木造平屋建て
	敷地面積	3,391.09㎡	1,497.8㎡	5,720.06㎡
	延べ床面積	【母屋】376.85㎡ 【洋館】155.36㎡ 【茶室】38.67㎡ 【管理人棟】35.04㎡	【主屋】【繋屋】【附属屋】131.85㎡ 【対岳文庫】68.75㎡ 【事務所】72.35㎡	【主屋】391.20㎡ 【玄関棟】105.89㎡ 【茶室】35.59㎡
	主要施設	【母屋】座敷（1階）貸室（2階座敷），台所， 管理人室 【洋館】展示室（1階，2階） 【茶室】茶室	【主屋】玄関，座敷 【繋屋】浴室，便所 【附属屋】台所，居室 【対岳文庫】展示室 【事務所】事務室	【主屋】台所，貸室（座敷，居室，茶の間）， 望楼 【玄関棟】エントランス，事務室 【茶室】茶室
業務の範囲	(1) 重要文化財等を公開し，観賞等の用に供するための業務 (2) 施設の特徴をいかした文化財を身近に利用することができる機会の提供 (3) 施設の維持管理に係る業務 (4) その他市長が必要と認める業務			
指定期間	・平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間を予定（ただし，この期間は，市会の議決により確定） ・指定期間中であっても，管理を継続することが適当でないと認められるときは，指定管理者の指定を取り消す。			

<p>応募資格</p>	<p>(1) 団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。</p> <p>(2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p>(3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p>(4) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p>(5) 団体又はその代表者、役員が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないことなど、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。</p> <p>(6) 団体又はその代表者が、法人税又は所得税、消費税並びに本市の市民税及び固定資産税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。</p> <p>* 組織の専門性を有効に活用したコンソーシアム（共同体）での応募が可能。ただし、更に次の条件を満たすことが必要</p> <p>① コンソーシアムの構成団体が、単体又は他のコンソーシアムの構成団体として、重複して応募しないこと。</p> <p>② コンソーシアムは、連合体結成の協定書により代表団体を選定し、その代表者を応募代表者とする事。</p>
<p>募集要項等の配布及び応募手続等の手順</p>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>8月3日（金）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">募集要項の配布開始</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">指定申請書の受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">質疑の受付</div> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">質疑の回答</div> <p>8月3日（金）～8月10日（金）</p> <p>8月17日（金）</p> <p>9月3日（月）</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">指定申請書の受付締切</div> <p>9月中旬</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">書類審査・プレゼンテーション審査</div> <p>9月下旬</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">指定候補者の選定</div> </div> <div style="flex: 1; border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-left: 10px;"> <p><u>○募集要項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布期間は、平成30年8月3日から平成30年9月3日まで ・配布時間は、午前9時から午後5時まで ・文化財保護課HPからダウンロード ・文化財保護課でも配布 <p><u>○質疑受付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付期間は、平成30年8月3日から8月10日 ・質疑の要旨及び内容を質問書（様式指定）に記入し、文化財保護課に郵送又は持参するか、FAXで送信 ・平成30年8月17日までに、質疑に対する回答書を文化財保護課HPに記載 ・質疑回答書は、募集要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有する <p><u>○申請受付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付期間は、平成30年8月3日から平成30年9月3日まで（持参） ・受付時間は、午前9時から午後5時まで </div> </div>

指定候補者の
選定方法

提出された書類及びプレゼンテーション内容を、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項に定める次の選定基準に照らして審査（選定委員会の意見を聴取したうえで、市長が決定）

- (1) 施設の利用に関し不当な差別的扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 施設の管理運営を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

<具体的な審査項目>具体的な審査項目については、次のとおりとし、この点数に基づき、指定候補者を選定します。

審査項目	主な着眼点	配点
指定管理者としての的確性及び能力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の活動理念、活動目標及び活動内容 ○ 団体の経営資源（組織、人材、財政、専門性・技術力） ○ 同種又は類似の事業の実績 	10
事業の方向性・内容 業務の執行体制 サービス向上の取組 施設の維持管理及びその他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕様書との整合性 ○ 事業計画の具体性、独創性及び実現可能性 ○ 文化財を保護するための具体的な方法 ○ 職員の人的構成及び専門的な知識・技能等 ○ 業務における職員配置の適正 ○ 職員の人材育成・研修についての考え方 ○ 公平なサービス提供についての考え方 	20
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの把握及び事業への反映の方法 ○ サービスの評価方法とフィードバックの仕組み ○ 苦情の処理及び対応の方法 ○ 来場者増加に向けた取組 ○ 建物・設備・設備維持管理業務、警備業務、清掃業務の考え方 	20
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保護及び情報公開についての考え方 ○ 防災、事故防止、非常災害時の対応など危機管理の方策 ○ 事業活動における環境や周辺地域への配慮 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収支計画の妥当性 ○ 中長期的な経営の安定性及び持続性 ○ 財政運営の効率化の取組 ○ 市内中小企業への発注に対する考え方 	10
経営管理に関する計画及び運営経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理に関する運営経費に関する提案 	10
合 計		100

(加点項目)

市内中小企業の受注等の機会の増大	○ 市内中小企業及び市内に本拠を置く団体（社会福祉法人、公益財団法人及びNPO等）である場合	5
合 計		5